

審 査 基 準

令和4年5月11日作成

法 令 名：道路交通法施行令
根 拠 条 項：第32条の8第2号
処 分 の 概 要：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定
原権者（委任先）：青森県公安委員会
法 令 の 定 め：大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則第1条第3項（指定の基準等）
審 査 基 準：19歳から中型自動車免許等を受けるための教習の課程の指定の基準は、別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間：20日間
申 請 先：青森県警察本部交通部運転免許課
問 い 合 わ せ 先：青森県警察本部交通部運転免許課 試験・教習所係（電話017-782-0081）
備 考：